

一般質問

議案以外の市政全般に関する質問を一般質問といたします。
19名の議員が行った一般質問のうち、主な質問と答弁の要旨を掲載しています。

新しい翼

加藤 和彦 議員
 ○太陽光発電事業を被災地の復興策として活用すべき
 ○太陽光発電等の自然エネルギー事業展開等の自然エネルギー放射能の心配を引きずらない食生活・産業を守り、安定経営の環境設定に重点を○元気の素は食と産業の復興○仙台経済の回復を目指す当面の取り組みについて
 ○産業の立地は災害に強い場所を選んで行うべき
 ○山の手新都心構想の再検討○宮城地区に産業育成の場を



市民生活の安定のため懸命に進められたライフラインの復旧

高橋 次男 議員
 ○発災時には消防ヘリによる避難広報等が大変重要であるが、離陸に時間を要し、津波到達に遅れる可能性がある、荒浜航空空著の立地場所

公明 党
鎌田 城行 議員
 ○被災者支援相談の総合窓口等の業務時間を午後5時以降まで拡充せよ。
 ○相談件数の状況を踏まえ、検討していきたい。
 ○放射線被ばくから市民を守るためのガイドラインを作り、日常生活の留意・警戒点などをわかりやすく示せ。
 ○的確な情報をわかりやすく提供するように取り組む。
 ○その他の主な質問項目
 ○電光掲示板による広報強化○積算放射線量の測定の実施



小学校校庭での放射線量測定の様子

小田島 久美子 議員
 ○福祉避難所のあり方を検討し、障がい者等の避難所整備を求める。
 ○多様な施設と福祉避難所設置に関する協議を行い、鋭意取り組んでまいりたい。
 ○その他の主な質問項目
 ○避難所運営についての市民との意見交換会を求める
 ○宅地被災者への説明会の実施
 ○宅地被害への本市独自支援

○移動を検討すべき。
 ○大災害に迅速・的確に対応するため、安定した活動拠点の確保を含む消防航空体制を早急に再構築したい。
 ○その他の主な質問項目
 ○津波情報伝達システム
 ○社会福祉活動団体にに対する補助金の交付
岡 征男 議員
 ○無作為による結果の問題と認識し、津波による人的被害を少なくするには「逃れ方」を習得するのが大事だ。新防災計画で対応すべき。
 ○津波の人的被害に、無念の思いである。科学的知見・歴史的経緯も考慮し対応していく。
 ○その他の主な質問項目
 ○リーダーの違いは3年後に○自己完結型のがれき処理で○今年度市税収入の見込み
 ○職員の時給対応力とマネジメント能力の向上策



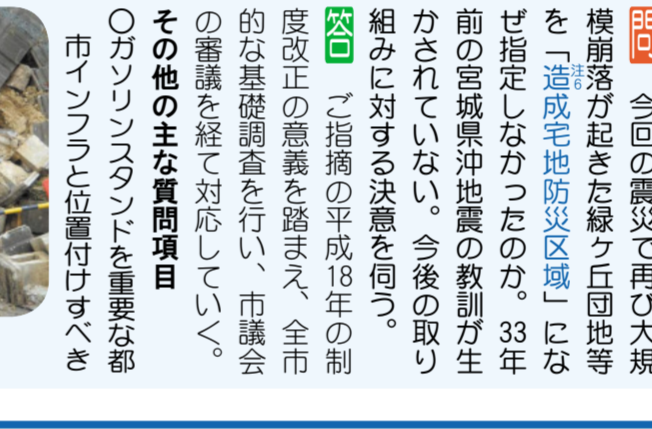
4月6日に震災対応について総務大臣に要望する奥山市市長

民主クラブ仙台
小野寺 健 議員
 ○宅地は救済されるのか。市長は断固心で対応を求めよ。
 ○松森・加茂・泉パークタウンなど被災された住民は日々不安を抱えている。まさに説明・報告をバトルを。
 ○紫山・錦が丘地区など一定規模の地域に対するコミュニティセンター設置基準の弾力的運用を求める。
 ○被災者の心のケアは長期的な視点で手厚い相談体制を。通学路の安全性の総点検をし、子供たちの安全確保を。
 ○損壊家屋等の公費による解体撤去事業を決定する以前に、自費にて解体した場合の対応スキームについて
 ○災害時における応援協力協定の一層の強化と震災後の

日本共産 党
高見のり子 議員
 ○民間賃貸借り上げも含め仮設住宅に移ったすべての被災者の訪問健康調査を行うべき
 ○民間賃貸住宅等の入居者も含め健康調査を実施する。
 ○必要な被災者に食料や福祉サービスを提供すべき。
 ○困窮した世帯への支援について対応していきたい。
 ○その他の主な質問項目
 ○高齢者など在宅要援護者支援のための保健師増員を○避難所増と現物備蓄の拡充○消防団詰所への物資支給をふなやま 由美 議員
 ○被災した中小企業・零細事業者を支援する市独自の助成制度を創設すべき。
 ○事業の再開を支援すべく、制度の新設を含め掲げた16の施策の早期着手に努める。
 ○その他の主な質問項目
 ○二重債務問題の解決を○農業再生のため用排水路や排水機場の早期復旧を○災害公営住宅の建設等、公共事業は地元業者を優先○最低賃金千円以上を保障する特区の提案
嵯峨 サダ子 議員
 ○県と市が宅地の復旧工事を先行して行い、費用を国に請求する覚悟で臨むべき。
 ○被害が甚大で復旧費用も膨大なので、引き続き国に各種事業制度の拡充を求める。
 ○国に頼るだけでなく、市独自で宅地復旧の支援策を作るべき。
 ○国の支援の枠組みを拡げることと最優先に取り組み。その他の主な質問項目
 ○宅地被害相談窓口の開設を

検証を求める
 ○震災の復興期に増加することが予想される高齢者向け住宅の課題への対応策
 ○本年度の高齢者施設等の公募スケジュールに関して○国連防災世界会議の仙台開催誘致の決意
村上 一彦 議員
 ○復旧にスピード感を加えるには、市全体を見て優先順位を明確化し、復旧を集中させることが不可欠
 ○避難所に来られなかった人への対策や季節ごとの想定を入れた防災計画の策定
 ○非常時の人事配置の流動化○損壊家屋の解体・撤去方針○仙商跡地に計画しているコンベンションホール機能を併設した施設的重要性
 ○下水汚泥の放射線リスク○消防分団詰所の安全な移動

改革フォーラム
佐藤 正昭 議員
 ○仙台市は被災地の一部を保存することで大震災の脅威と教訓を後世に伝え、国内外に向けた防災・減災のための支援や発信をすべきだ。
 ○都市が災害とどう向き合っかを世界中が目指している。防災都市としての多面的なあり方を広く発信していく。
 ○その他の主な質問項目
 ○市長の顔が見えないとの声○次世代型農業と漁業の再生○墓地の再建に向けた対応○スピードと市民との一体感
鈴木 繁雄 議員
 ○今回の震災で再び大規模崩落が起きた緑ヶ丘団地等を「造成宅地防災区域」に指定しなかつたのか。33年前の宮城県沖地震の教訓が生かされていない。今後の取り組みに対する決意を伺う。
 ○指摘の平成18年の制度改正の意義を踏まえ、全市民的な基礎調査を行い、市議会の審議を経て対応していく。
 ○その他の主な質問項目
 ○ガソリンスタンドを重要な都市インフラと位置付けろべき



2千年前の津波襲来跡が発見された荒井地区の杢形遺跡を保存した上で、津波研究センターを建設すべき。

池田 友信 議員
 ○津波被害の状況を記録・保存し、情報発信に努める。
 ○その他の主な質問項目
 ○東部高速道路を避難施設と位置付け、周辺地域も含めた形で有効活用すべき
 ○活性化のための港灣特区、農業振興の農業特区の導入○公文書館の役割を加えた防災センター建設計画策定を

大泉 鉄之助 議員
 ○その土地本来の樹木は深根・直根性のため強い津波にも耐え地盤を守る。暴風・防潮の森の再生、地盤被害からの復興、「百年の杜」づくり
 ○多様な災害公営住宅整備をすげの直子 議員
 ○借上民間賃貸住宅を申請し待たされている被災者は3000件。体制を強化し決定を進め一刻も早く適用を。
 ○庁内職員や他都市からの応援などいただきながら職員を増強して取り組んでいく。
 ○国の制度を活用し危険なブロック塀の解体撤去を。整理すべき問題も多く、現在取り扱いを検討している。
 ○その他の主な質問項目
 ○被災者生活再建支援の充実○住宅の修繕への独自助成を



公共施設(旭丘小学校)の太陽光発電

無所 属
西澤 啓文 議員
 ○国が5月に創設した被災避難者を雇用した事業者に助成する被災者雇用開発助成金制度を最大限活用し、雇用増と経済活性化を図るべき。
 ○さまざまな機会を捉え、制度の周知を図り、雇用の確保につなげてまいりたい。
 ○その他の主な質問項目
 ○被災した私道整備への補助事業費の拡充とその適用要件も緩和し個人支援を
 ○災害時の個人情報あり方○水道の配水網の早期再整備



用語解説

本文中に青文字で表記した用語を解説しています。

●災害救助法
 (注1) (2面1段、7面3段)
 災害により大規模な被害が生じた場合、応急的に食料品や住居を失った被災者に対し、一時的な救助を行い、保護を図ることを目的とした法律。災害の規模により、避難所、応急仮設住宅の設置や住宅の応急修理の費用の支援等がなされる。都道府県知事が実施する。東北六魂祭(注2) (2面2段)
 ●東日本大震災からの復興に向け、東北を代表する祭りである青森ねぶた祭、秋田竿燈まつり、盛岡さんさ踊り、山形花笠まつり、仙台七夕まつり、福島わらじまつりが仙台に集結し、定禅寺通をパレードし、勾当台公園市民広場を中心にステージイベント・東北地方の物産展等を催す初めての祭典。
 ●災害公営住宅(注3) (2面5段、3面3段、5面2段、5面3段、7面1段)
 災害により失った住宅に居住していた低所得者に賃貸する目的で整備する公営住宅。自治体が自ら建設する方式と、民間の賃貸住宅を自治体が借り上げて提供する方式とがある。
 ●仙台市災害義援金配分委員会(注4) (3面4段)
 災害にあわれた方にお見舞いとして寄せられた義援金を公平かつ効果的に配分するために設置される委員会。委員会では配分対象の委員基準、配分時期、配分方法等の審議・決定を行う。被災地域の住民代表や法曹・福祉等の有識者の委員6名監事2名で構成される。
 ●国連防災世界会議(注5) (4面3段)
 防災戦略等を議論する国連主催の世界会議。過去、国内で2回、1994年横浜市、2005年神戸市で開催。神戸市では、国連加盟国168カ国、国連機関等国際機関78機関、NGO161団体、約4千人が参加した。
 ●造成宅地防災区域(注6) (4面4段)
 盛土等による宅地造成地で、大地震などの災害により相当数の居住者その他の者に危害を生じさせるおそれのある区域を、都道府県知事(政令市は市長)が指定するもの。指定された区域の所有者等には、災害防止のための措置を講じる責務が生じる。
 ●被災者雇用開発助成金制度(注7) (4面6段、5面4段)
 東日本大震災により離職した被災者および被災地域に居住する求職者を、ハローワーク等の紹介により、継続して一年以上雇用が見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対し、助成金を支給する制度。
 ●震災復興(リネン)(注8) (5面3段、7面6段)
 東日本大震災からの復興に向け「新次元の防災・環境都市」を基本理念とした復興の方向性をまとめたもの。このビジョンを基に有識者や市民の意見を反映させた「仙台市震災復興計画」を10月末までに策定することとしている。
 ●防災証明(注9) (6面4段、6面5段、7面2段)
 市町村が、被災者からの申請に基づき住家等の被害状況を調査し、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」に区分して、建物の被害の程度を証明するもの。義援金や被災者生活再建支援金の支給、災害義援金の借入れや各種減免制度の申請などに必要になる。
 ●仙台市省エネ・節電運動2011(注10) (6面5段)
 この夏の電力不足を乗り切るため、市民や事業者が丸となって節電に取り組む運動。市役所による率先した取り組みに加え、仙台商工会議所やNPOなどで組織した実行委員会主催のイベントなどを通じて節電を推進するもの。